

平成30年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成30年12月7日
午前9時 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(12名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 真弓 啓 係 長 岡田 光代

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	藤原伸宏	総務部長	加藤恵三
総務課長	仲村佳真	まちづくり政策課長	安藤容子
財政課長	福居哲也	税務課長	本庄徳光
住民生活部長	植村俊彦	住民生活部次長	黒崎益範
福祉子ども課長	浦野歩美	長寿福祉課長	中原潤
国保医療課長	猪川恭弘	健康対策課長	北典子
環境対策課長	東浦寿也	住民課長	関口修
都市建設部長	藤川岳志	都市建設部次長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	面卷昭男	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	栗本公生	生涯学習課参事	平田政彦

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けいたします。

はじめに、11番、濱議員の一般質問をお受けいたします。

11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、最初の質問でございます。「身障者用」「多目的トイレ」の表示についてということで、書かせていただいております。

高齢化が進む中、身体障害者の方だけではなく、多くのお年寄りが洋式のトイレをお使いでございます。また、洋式トイレの普及がどんどんと進んでいる中、和式トイレを知らないという幼児も珍しくはありません。国内旅行だけではなく海外旅行の際にも、バス・列車・船・飛行機・ホテルでは当たり前の設備となっております。町民だけでなく国内外からの観光客は利用しやすいトイレを望んでおいでです。もちろん和式トイレのほうがいいという方もおられますので洋式が絶対ではございません。

この質問の中で、表示という言葉を使っておりますけれども、表示の内容がどのような理念によってされているということをお聞きしたく質問をいたします。

町内のレストラン・スーパー・コンビニなど多くの店舗は設備だけではなくその案内表示にも工夫が見られます。公共施設での現況をまずお尋ねいたします。

1では、本庁舎また出先機関をわかる範囲で教えていただきたいです。2番目は、小・中学校、3番目には避難所でそれぞれお答えいただきたいと思います。重複するものについては、まとめたの回答で結構でございます。お願いします。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） それでははじめに、私のほうから役場の本庁舎と法隆寺iセンターについて、答弁をさせていただきます。

まず、役場庁舎内にごございます多目的トイレの案内板につきましては、ピクトグラム絵文字に加えまして、「どなたでもご自由にお使いください」という表示をさせていただいております。法隆寺iセンター内にありますトイレにつきましては、車いすのみの

ピクトグラムというふうになっております。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 教育関係の施設につきましてですね、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、小・中学校におけます身体障害者用トイレにつきましてはですね、各学校それぞれ1室設置をされている状況でございます。

表示につきましては、斑鳩南中学校のみ車いすのピクトグラムにより表示をしているところでございます。他の学校は非表示でございます。

今後、学校と協議しながら、誰もが使いやすくなるような表示の設置につきまして検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、公民館でございますけれども、公民館につきましては避難所にも指定しております。中央、東、西公民館の身体障害者用トイレにつきましては、現在、3館ともどなたでもお使いいただけることがわかるよう、ピクトグラムを使用した「みんなのトイレ」という表示をしております。

また、今年度から設置をいたしました史跡中宮寺跡におけますトイレにつきましてはピクトグラムの表示とともに「どなたでも自由にお使いください」という表示をしているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） それでは、あと町の避難所の関係をお答えをさせていただきます。

現在、斑鳩町のほうで指定避難所は20か所というふうになっております。ただいま教育長が申しあげました小・中学校及び公民館8か所でございますけれども、それを除いた12か所の避難所の関係でございますけれども、そのうち8か所におきましては身体障害者用トイレ及び多目的トイレがございます。この8か所のトイレに関しまして、ピクトグラムでの表示に加え、どなたでも利用可能である旨の文字表示を合わせて行っている箇所が4か所、車いすのピクトグラムのみの表示を行っている箇所が3か所です。あと、特に表示を行っていない箇所が1か所となっております。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

本庁舎の多目的トイレ、これは使わせていただきましたけど、充実しております評価できるものだと思っております。表示にも工夫が見られる。しかし、その他のところ

ではまだまだ不十分だと思われま

す。これまでの表示は、今、報告にもありましたように車いすのマーク、それとともに文字で表示しているのに「車いす専用」であるとか、「身体障害者優先」とかこういった表示がありました。これは斑鳩町だけでなく全国的にどこでも見られたものでございます。その表示にかわって、ただいまは「どなたでもお使いください」というこういった趣旨の表示がどんどんとふえている、かわってきているというのが現状だと思います。

私は、行く先々でこの身障者用であったり多目的トイレというのを使わせていただいでるんですけども、広さでありますとか設備、使いやすさ、それからこの表示を見せていただいているんです。千差万別でいろいろでございますけれども、ハード面での問題が特にない、そういうトイレであっても案内のための表示によっては誰でも使ってよいのかなというような感じのちょっとハードルの高さが感じられるものもたくさんございます。

ご回答いただいた今の現状から、このあと、どのようにされていこうと思ってるのかをそれぞれ、お答えいただきたいと思

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 私のほうから総括して、お答えをさせていただきます。

質問者がおっしゃいますとおりそれぞれ各施設のトイレ表示につきましては、わかりやすくどなたでも利用可能である旨の表示に変更をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。なかなか一遍に進まなくてもその方向で取り組んでいただきたいと思

います。私は、こんな声を聞いて、ちょっと唾然としたということをお話ししたいんですけども、それは身障者用であるとか多目的というそのお手洗いから出てきた方をごらんになった方がおっしゃったんですけども、「あんなに若くて元気な人が使ってはるわ。何か厚かましいね」と、そういうようなことをおっしゃったんです。びっくりしました。この方は声に出して言われたんですけども、そうかと思ってその後もその点に注目して見ていますと、やはり黙っていらっしゃっても何か疑問視をされる感じであったり批判的なまなざしでごらんになってるとい

う方も結構いらっしゃったんです。高齢であるとか目に見えての障害があるとかではなくても、精神的または性的な悩みでこういったトイレを使いたいとおっしゃる方がやっぱりたくさんおいででございます。

例えば、心は女性であって服装も自由にしているんだけど身体的には男性であるため、その方がどっちのトイレにということで悩むというか使用ができないというようなことで、思うように外出ができないというふうに聞いております。先ほど申しあげました周囲の目がやっぱり苦痛であるというこういった声も聞かれます。

小・中学校について申しあげますけれども、小・中学校のいじめの問題でトイレに関することで事例があります。学校のトイレで排便をしたことがあると、それをはやし立てられたりとか、また男子では排尿のときに横からのぞかれたりとか、こういったことが原因で不登校になったという例もやっぱりたくさんございます。

私は、ここでいじめのことを申しあげたいのではありません。先ほど例に出しましたけれども、性的な悩みとかそういったものはこの年代でもやっぱり配慮しなければならないものだと思います。ですので、小・中学校のトイレというものは特別なトイレという位置づけではないようにしていただきたいなと思うんです。誰でも利用できる、誰が利用しても誰も特別視しない、そういうような心のあり方を児童生徒のこの年代から培っていくために、ぜひとも特別なトイレであるというのでなく一般のトイレと同じように誰でもが使っても不思議がないと、そういった取り組みをしていただきたいと思います。

避難所についてもこの問題は同様でございます。重ねては申しませんが、先ほど言いました理念と申しあげましたけれども、町の考え方というその基本のところをお聞きしたいです。お願いを申しあげます。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 避難所についての考え方でございますけれども、先ほども答弁させていただいてますとおり避難所によってはまだそういった障害者のマークしか入っていないトイレもございます。そういったことから、質問者もおっしゃっておりますとおり「どなたでも利用が可能です」という形での表示に変更していきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。「どなたでも」というのはもちろん表示していただきたいんですけれども、その「どなたでも」というのが特別になく、ごく普通にあるものだというそういう基本的な感じ方というか、そういうものもしっかりと深めていていただきたいと思います。ぜひともこれから斑鳩町においでになる観光の方も含めまして、使いやすいトイレというか、気持ちよく利用できるそういったトイレ

を実現していただくように要望をいたしまして、この問題については終わらせていただきます。

次は、2番目の質問でございます。2番目は風しん対策についてお尋ねさせていただきます。

風しんの流行がニュースでも報道され、近畿地方の患者数もふえているとこのことです。妊娠中の女性が感染すると胎児に障害が発生することがあることから、風しん自体の心配を超えて妊娠中、これから妊娠を希望している方々の不安は増大をしております。男性罹患者の多くが30代から50代とちょうど子どもの誕生に重なることや、この年代の方は患者数の多い大阪府へ通勤されておられるなど、罹患率が上がることも考えられます。「うつされない、うつさない」この取り組みについて質問をさせていただきます。

1番目は、奈良県また斑鳩町での罹患者の現状と今後の見通しについてはいかがでございますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 黒崎住民生活部次長。

○住民生活部次長（黒崎益範君） 風しんは風しんのウイルスによって引き起こされる急性の発疹性感染症で、発熱、発疹、リンパ節腫脹を特徴としております。一般的に症状は軽症で予後は良好ですが、妊婦が妊娠20週間ごろまでに感染すると、白内障や先天性心疾患や難聴等を特徴とする先天性風しん症候群の症状を持った赤ちゃんが生まれる可能性が高くなります。

ことしの8月ごろから首都圏を中心に風しん患者が全国的に増加しており、11月21日現在の全国の患者数は既に2,186人となっております。

奈良県内では11月13日現在、7人の患者数が報告されており、そのうち郡山保健所管内では10月に1人、11月に2人の合計3人の報告がありますが、町内の状況については公表はされておられません。

今回、流行いたしております風しん患者の中心は定期接種の機会がなかった30歳代から50歳代の男性であるということから、今後についても風しんに対しての抵抗性を持たないこの年齢層の男性が引き続き、罹患の中心になると考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

妊娠中の女性、20週間までにとのことですけれども、その時期というのは本当にま

だ妊娠しているかどうかよくわからないようなそんなときで、油断ではないですけれどもわかりにくいそういうときの感染が後に子どもさんの障害とかにつながっていくということでは、やはり予防というかぜひともその感染は避けたいというのが誰しも同じ願いではないかと思っています。

町での予防対策は、この風しんについてはどのようにされていらっしゃるのか教えていただきたいです。

○議長（伴吉晴君） 黒崎住民生活部次長。

○住民生活部次長（黒崎益範君） 風しんを予防するためには幼少期の2回の定期予防接種を確実に接種することが重要となります。国におきましては、風しんの感染を予防するためには、定期予防接種の接種率の目標を95%以上としており、町においても接種勧奨を行っているところであり、平成29年度の接種率は96.2%となっております。

また、先天性風しん症候群を予防するために、奈良県ではこれから妊娠を希望される女性やその配偶者及び妊婦の配偶者を対象に、風しんへの抵抗性がわかる血液検査いわゆる抗体検査を無料で実施しております。このことにつきまして、町のホームページや広報誌に掲載し、必要な方が風しん抗体検査を受けられるように周知・啓発を行っているところでございます。

保健センターにおいて、風しんの抗体検査や予防接種に関する問い合わせは11月末現在では9件ございます。奈良県風しん抗体検査や風しん予防接種医療機関の紹介を行っているところであります。

また、平成31年1月号の町広報のお知らせ版には、風しんについての注意喚起を掲載する予定としているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。今、報告にありました保健センターで取り組まれているということですがけれども、もちろん当事者の方々は心配はされていると思うんです、自分がその抗体があるのだろうかとか、またかかっていないのだろうかとか、そんなことも含めて心配はしていると思います。

しかし、その予防であったりとかまた治療についてはよくわからないと思っていちゃって、町の広報についても「今度、1月号にも載せていただきます」ということですが、以前にもそういった記事というのはきちっと載っていると思うんですがけれども、その広報もしっかり読んでいちゃらないということもあり得ると思うんです。広報であるとかホームページにきちっと載せているということだけでなく、例えば、ちょう

ど小さい子どもさんのいらっしゃるというか幼稚園とか保育園、こういったものの連絡帳というかそういうようなものであったりとか、子育ての町でしているアプリ、予防接種なんかの通知だったりとかをしている、そういったものも活用をして、そこからしっかりとこの口コミでも広がるとか、そういう工夫をぜひご検討いただきたいと思います。

続いてのところ、3番目は、町で抗体検査の費用は無料であるということですがけれども、ワクチンになるとちょっと高い費用がかかるというふうにも聞いておりますけれども、その補助というのがあるとなしとではこの検査を受けて予防接種を受けようというということにつながるというか、それがあることによってこの感染拡大を抑制する効果がふえるのではないかと思いますけれども、町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 黒崎住民生活部次長。

○住民生活部次長（黒崎益範君） 風しんの流行は平成24年から平成25年にかけても20歳代から40歳代の男性を中心に患者数は増加いたしました。その際には、奈良県風しんワクチン接種緊急補助金事業を活用して、妊娠を希望される女性及び妊婦の配偶者に対して予防接種費用の一部助成を行ったところであります。

また、ことしにおいても定期接種の機会がなかった30歳代から50歳代の男性に再度感染が拡大しているということから、感染を予防するためには抗体検査や予防接種が有効であることは認識をしているところでございます。

現在、厚生労働省では今回の風しん流行の事態を受け、今後の対策として効率的・効果的に抗体検査や予防接種が実施できる対策を検討していくこととしており、当町におきましてもこのような国の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいというふうにご考えております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。国の動向というか、前にも助成したことがあるということは今回についても可能性は高いというふうに感じてるんですけども、ぜひとも早い段階で患者数がどんどんふえていっている中で、本当に早い段階でそれが実現できるように、町としても県・国に対してしっかりと物を言っていただきたいと思います。

そして、今のところ斑鳩町での患者数というのは保健所段階でもわからないというか公表されていないということですがけれども、斑鳩の方は大阪へ出る機会も多いですし、しっかりと早期発見・予防、そしてこのワクチンも含めて受けていただけるように、町のほうも対応をお願いをしたいと思います。風しんについての質問はこれで終わらせてい

たきます。

続きまして、3番目の質問をさせていただきます。

3番目の質問です。道路に設置されているカーブミラーの凍結について質問をさせていただきます。

暖冬とはいえ早朝の結露や、またミラー自体の曇りが通勤・通学の歩行者・自転車・単車・自動車の安全・確認の手段の範囲を狭めているのが現状でございます。この時間は誰もが急いでおりますので、事故につながる可能性がございます。

町では、どのような対策をこれまでとってこられたのか、その辺も含めて伺いいたします、お願いします。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） カーブミラーの結露についてのご質問でございますけれども、まず、冬季の早朝に起こりますカーブミラーの結露についてからお答えさせていただきます。

気温が低くなると空気中の水蒸気が凝縮してカーブミラーの鏡面に発生して起こる現象でございます。結露が起こりますと、鏡面が見えにくくなりカーブミラーの役割が一時的に果たせなくなることがあります。しかしながら、カーブミラーはあくまでも安全確認を行っていただくための補助具として設置をさせていただいております。

基本的には、交差点や曲がり角においては注意をして進入していただくということが大切になりますので、カーブミラーが結露や霧、積雪等の気象現象により見通しが悪い状況であれば、ドライバーの方が自主的に停止をして自分の目で安全確認を行いながら徐行して進入をしていただくということをお願いをいたしたいと思っております。

カーブミラーなどの交通安全施設につきましては、新しい製品も開発をされているところでございますので、調査研究を行ってまいりたいと思っております。

また、カーブミラーにつきましては、曇りもございます。曇りにつきましては、鏡面が曇って見えにくくなる主な原因は埃や汚れによるものだけでなく長時間、長年にわたり直射日光を浴びたことにより紫外線の影響で鏡面が曇ったような状態、劣化状態になることがございます。この劣化は磨いたり拭いたりすることでは解消できませんので、このようなカーブミラーにつきましては、順次交換を行っているということでございます。

カーブミラーの維持管理につきましては、日常の道路パトロールや住民の皆様方からの情報提供により、破損や老朽化した交通安全施設の修繕や交換を順次行っているところ

ろでございまして、今後も交通安全施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） はい、ありがとうございます。

カーブミラー自体の結露防止の対策の用品、これはカーブミラー自身の改良も含めまして随分と進んでいると聞いております。太陽光の発電を使って温めるとかいうのも含めまして、結構、高額であるということも聞いておりますけれども、一方で、溶剤でありますとか薬品とっていいのかそういったものを塗布することによって結露の予防効果が数日間持続するというこういった報告もございます。

早朝に曇ってくるときにどうにかするとかいうのではなくて、前日の明るい間にこの塗布を実施をしておく、次の日の朝には効果があると、そういったこともありますので、こういうこともちょっと試してみる価値があるのではないかと考えています。研究していく、考えていくということですが、その一つとしてこういう方法も取り入れてみてはどうでしょうか。いかがでございませうか。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご提案いただきました濱議員からのご提案内容も含めて検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。先ほどの答弁の中に、「安全を確認する補助具であって、一番大事なものはきちっと停止して自分の目で確かめて」ということですが、それがなかなかできにくかったりするので事故もですし、実際にそのために時間がかかるというので朝、急いでいるときにはなかなかできにくいところもございます。交通事故そういった事故ができるだけないように、少なくなるようにというためには、ぜひとも先ほど、お話ししたようなことも含めまして、しっかりとできるだけ早いときにうまくできていくように工夫していただきたいと思います。要望をいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（伴吉晴君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、奥村議員の一般質問をお受けいたします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） おはようございます。議長のお許しをいただき、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

最初に、こども防災手帳についてでございます。西日本豪雨、北海道胆振東部地震、台風21号や大阪府北部地震と近年相次いで自然災害が日本列島を襲っております。その中で、小学校のときから防災について学ぶということがとても大事なことと思われま

す。

斑鳩町の小学校における防災教育の認識と現状について、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） ことしにつきましては、大阪北部地震のほか北海道胆振東部地震あるいは相次ぐ台風の襲来等もございまして、幼児から児童生徒につきましても自然災害の怖さというのを身をもって実感したのではないかというふうに思っているところでございます。

また、教育現場におきましても、なお一層みずからの身はみずから守るという意識を幼少のころから身につけさせる必要があるというふうにも再認識をしたところでもございます。

こうした中、町立小学校の防災教育の取り組みについてでございますけれども、学習活動の中で、まず児童の発達年齢に応じた取り組みを実施をしているところでございます。

例を挙げて申しあげますと、教科学習では、理科の授業で地震が起こりやすい地質等の発生する仕組みや、あるいは社会科では河川や地勢、あるいは過去に洪水が起こった歴史的な経緯等を学習することで自然災害についての基本的な知識を学ぶことができるというふうに考えているところでございます。

また、そうした自然災害あるいは火災等を想定いたしまして、みずから身を守るため具体的に行動に移す学習の機会といたしまして、本年度につきましては小学校では2回から3回、教職員の誘導のもと避難訓練の実施を予定しているところでございます。

さらに、消火訓練や地震発生時の対応などにつきまして、消防署員から直接、指導を受けたりすることができる機会を設けましたり、奈良シェイクアウト訓練に参加をしたり、また、小学校5年生には公益財団法人日本公衆電話会のご協力により、地震や火災・水害等発生時にいざというときの通信手段であります災害伝言ダイヤルの使い方の講習を受けるなど、さまざまな機会を通しまして防災訓練・防災学習を行っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

次に、こども防災手帳の導入について、お伺いをいたします。

文部科学省は、防災教育の内容についての課題の中に、「小学生に対しては家族や地域とともに災害に立ち向かう態度や防災に関する基礎知識を学習させるといった視点が必要である」と述べております。いつどこで起こるかわからない自然災害に対し、正しい判断や行動が命を守ります。

愛知県尾張旭市では、ことし4月に子どもたちに防災意識を高めてもらおうと、全小学生にこども防災手帳を配布いたしました。このこども防災手帳は、1年生から3年生用と4年生から6年生用の2種類になっております。

この手帳の内容は、災害に備えて用意すべき物品や地震・台風のときにどのように行動すべきかをイラストやクイズを使って説明がしてあり、楽しく学べるように工夫がされております。災害に遭ったそのときにどうするのかを家族とともに話し合っけて記入する部分も多くあり、家族で話し合いが進むようになっております。小学校で行われる避難訓練の事前学習会の際にも、このこども防災手帳を使って避難方法を確認をしております。

斑鳩町におかれましても、子どもが親と話し合いながら防災意識を高め合えるこのこども防災手帳を作成をして活用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 地震・洪水あるいは火災等の災害の種類に応じましたより具体的な避難行動の手順、いざというときの通信手段でございます災害伝言ダイヤルの使い方等をまとめた防災手帳につきましても、児童生徒の防災意識を高めまして具体的に行動に移す手順書にもなりますことから、大変、有効であるというふうには考えているところでございます。

先ほど、質問者がおっしゃいましたように、尾張旭市という例もございましたけれども、日本全国見ますと各地で自治体がそういったこども防災手帳の作成をされているというところもお聞きしておりますので、そういった先進地の事例等も調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

小さいときから学校で、また家族とともにこども防災手帳を通し防災教育を自然のうちに学んでいくことで家庭の安全対策を促進することになり、将来的には地域の防災の

担い手となるように教育をしていくことが求められていると思います。

斑鳩町におかれましても、ぜひとも子ども防災手帳の導入を図っていただきますようによろしく願いをいたします。

次に、観光危機管理の充実について質問をさせていただきます。

2020年には東京オリンピックが開催をされ、2025年には大阪万博の開催が決定をいたしました。斑鳩町にもたくさんの外国人観光客や国内からの観光客が訪れるものと思われまます。こうした中であって、9月には台風21号の上陸、また北海道胆振東部地震で大きな被害が発生をし、関西空港や新千歳空港が一時閉鎖をされ、札幌市内のホテルではブラックアウトによる停電などで観光客に大きな影響が出ました。とりわけ外国人観光客にとってはこの多言語での災害・交通・避難、この3つの情報が十分ではなかったなど、災害時の対応に大きな課題を残しました。

災害の多い我が国においては、観光の危機管理は大変重要でございます。その意味から、斑鳩町の海外からの観光客に対する防災や災害時の支援体制につきまして、斑鳩町地域防災計画をもとに確認をさせていただきます。

1点目に、斑鳩町地域防災計画の第2編、災害予防対策の第3章、地域防災力の向上の第3節、要配慮者の安全確保、第5、外国人・観光客への対策の1、防災情報の提供において、「外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の作成・配布に努める。なお、作成するリーフレットの言語については検討する」となっておりますが、多言語化について検討され、どのような取り組みをされておられますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 外国人向け防災リーフレットの多言語化についてでございます。

現在、斑鳩町のほうでは外国人の住民の方への防災に関する情報提供といたしまして、転入時等に配布しております斑鳩町行政ハンドブックの英語版におきまして、火災・地震・台風における対応や避難所の位置などについての内容を掲載しているところでございます。

また、町のホームページでは日本語・英語・中国語・ハンガルの4か国語表示が可能となっており、この機能を通じまして町のホームページ上に掲載しております防災情報を確認していただくことができるようになってきているところでございます。

さらに、役場総務課のほうでは、希望をされる方に対しまして奈良県が作成いたしま

した日本語・英語・中国語・ハングル・ポルトガル語対応の防災ガイドの配布を行っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

2点目には、同じく地域防災計画の外国人観光客への対策の2、案内標識の（1）「避難地・避難路・避難所の案内標識の設置にあたっては日本語標記にあわせて、外国語でも標記することとし、標記する言語について検討する」となっておりますが、どのように検討されておられますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 現在、避難所の表示看板及び避難所への誘導看板につきましては、日本語のほか英語での表記を行っているところでございます。

しかしながら、近年、中国や韓国からの観光客が増加していることに加え、質問者もおっしゃっております東京オリンピックや大阪万博の開催を控え、さらに多くの訪日外国人観光客等が見込まれますことから、今後、避難所の表示看板及び避難所への誘導看板の設置・更新に際しましては、多言語表示での作成を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。多言語でのわかりやすい表示をよろしくお伺いをいたします。

3点目に、地域防災計画、案内標識の（2）宿泊施設及び観光地にその近くの避難所を掲示するように協力要請することになっておりますが、どのように取り組みをされておられますか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 災害発生直後におきましては、バスや電車が不通となるなど帰宅困難者が多数発生することも予想されますことから、斑鳩町のほうでは平成25年12月に法隆寺との間で、法隆寺の施設を避難所等として利用させていただけるよう災害時における避難所等施設利用に関する協定を締結をしております。

また現在、斑鳩町マルシェ宿泊施設等事業者誘致事業におきましては、優先交渉権者が決定し今後、事業者と当該事業の基本協定の締結を行っていくこととしておりますけれども、この当該事業者からは企画提案書の中で大規模災害発生時においては施設を開放し、地域の緊急避難場所として活用することの提案もいただいているところでございます。

ます。

こうしたことから町といたしましては、今後、事業者に対しまして観光客も含め地域の防災支援拠点の一つとなるよう、災害協定の締結を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

次に4点目でございます。

地域防災計画の第5、外国人・観光客への対策の3、地域社会との連携において、（2）「避難所等に通訳を行う一般ボランティアが派遣できるよう、平常時から町社会福祉協議会との連携に努める」となっておりますが、状況はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 町社会福祉協議会との連携についてでございますけれども、先ほども申しあげましたように、法隆寺との間で法隆寺の施設を避難所等として利用させていただけるようそういった災害協定の締結をしているところでございます。

この協定に基づき、平成26年から法隆寺での避難誘導訓練を実施をしておるところでございますけれども、町内の観光ボランティアの会や外国語によるボランティアガイドを行っておられます斑鳩アイセスSGG、斑鳩町観光協会の方が外国語で避難誘導を行う訓練の実施を行っているところでございます。

災害時における外国人観光客への対応に関しまして、こうした訓練の実施を通じましてボランティアセンターの設置主体となります町の社会福祉協議会との連携を深めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。しっかりと観光危機管理に対しまして取り組んでいただいているということを確認をさせていただきました。

2020年東京オリンピック、2025年大阪万博の開催が決定をし、世界中から日本国内からも大勢の観光客が斑鳩町に訪れると見込まれます。その中で災害はいつ訪れるかわかりません。世界から訪れる観光客また日本国内から訪れる観光客が安心して観光できますように、観光危機管理への取り組みをより一層、よろしく願いをいたします。

次に、史跡中宮寺跡公園付近に駐車場を設置をするということについてのお伺いをい

たします。

先に11月23日に、史跡中宮寺跡公園で実施をされました第2回いかるがマルシェの参加人数と車の駐車台数について、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 11月23日に開催をされました史跡中宮寺跡での第2回いかるがマルシェについてでございますけれども、この関係につきましては木枯らし1号が発表され、強い風の影響で気球の搭乗体験はやむなく中止をされたものの、早朝から晴天に恵まれ、そのイベント開始時刻の午前10時から数多くの来場者でにぎわい、終了時刻となりました午後4時までには約7,000人の参加者があったことが主催者である斑鳩町商工会青年部よりご報告をいただいているところでございます。

また、車の台数についてでございますけれども、計画駐車台数といたしまして、同公園内での臨時駐車場及び第二駐車場となります三井観光自動車駐車場を合わせまして約300台の収容台数分を準備され、入れ替えを行いながらほぼ満車の状況が数時間続いておりましたところでございます。

ただ、この開催期間中の正確な駐車台数については把握をしておりませんので、ご理解、賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。強い風の吹く中を約7,000人の方々が来られ約300台以上の車の駐車があったとのことでございます。

このマルシェが無事故で大成功いたしましたのも、斑鳩町商工会青年部の皆さんのマルシェを成功させようとの熱意と関係者の皆様のご苦勞があつてのことと推察をいたします。また、たくさんの参加者が来られた一つの要因は、今回、あくまで臨時的の措置ではありましたが、史跡公園に駐車場を確保していただいたことも大きかったのではないかなと思います。

今回のいかるがマルシェの大成功で、町内外の方が史跡中宮寺跡公園のことを知り、四季折々の天候のよいときなど町内外の皆さんが観光客の皆さん、史跡中宮寺跡公園を訪れ散策しに来られるのではないのでしょうか。公園の周りの草引きなどをしてくださっているボランティアさんからお聞きした話でございますけれども、「ことしの秋のコスモスがきれいに咲いているときには、余りの見事さに車を道路にとめて写真を撮影をされている方もいて、そのときの交通渋滞とドライバー同士のトラブルもあつた」とのことでございます。

史跡中宮寺跡公園の付近に駐車場を設置していただければ、このようなトラブルもなく、景観を楽しんでいただけるのではないのでしょうか。また、高齢者の皆さんや車いすご利用の方、小さなお子さんをお持ちの方など、たくさんの方に史跡中宮寺跡公園を楽しんでいただけることと思います。駐車場を史跡中宮寺跡公園の付近に設置するということについての町の認識とお考えについて、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 史跡中宮寺跡公園の付近に駐車場を設置ということでご質問でございますけれども、まずですね、史跡中宮寺跡の指定地域内に駐車場を設置することにつきまして、まずお答えをさせていただきます。

これまでも文化庁や奈良県の教育委員会にも相談をしながら検討してまいりましたが、史跡地として公有化をした土地の用途外使用は禁じられていますことから、基本的に史跡地内に駐車場を設置することはできないというふうになってございます。

ただし、質問者のおっしゃっております先月に開催をいたしましたいかるがマルシェといったイベントの開催に伴います臨時的な使用につきましては、史跡の現状変更許可申請の手続を行っていただいた上で、その申請内容を検討しまして、文化財保護の観点から問題がなければ、そうした使用を許可することが可能となっているところでございます。

こうしたことから、ことし、整備完了後に県道沿いに植栽いたしましたコスモスの開花時期には、町内外より本当に多くの方にごらんをいただき大変、好評でございましたが、駐車場がなかったことから駐車場設置の要望も受けているというところでございます。来年度もコスモスの植栽を計画しておりますが、その開花時期におけます来訪者用の臨時的な駐車場については、現在、検討をしているところでございます。

このような臨時的な駐車場に対しまして常設の駐車場ということでございますけれども、史跡中宮寺跡の隣接地において設置可能なエリアといたしましては、東側及び南側には人家などが密集をしていると。あるいはまたその上に公道に接していないということもございます。また、西側は県道でありますことから、残る北側のエリアに限られてくるんじゃないかと考えておるところでございます。

しかしながら、この北側の隣接地につきましては、総務常任委員会におきましてもご報告をさせていただいておりますように、借り上げ以前に北側に隣接いたします土地の所有者の方々が史跡地内に設置をいたしました農作業用の道路の機能を復元するために史跡整備の最終年度である昨年度にこの史跡地の北側に隣接する農地の一部を公有化いたし

まして、道路建設工事に先立つ発掘調査を実施しているところでございました。

しかし、この発掘調査におきまして、史跡中宮寺跡に関連した遺構が見つかりましたことから、学識経験者のご指導を受けた上で、文化庁及び奈良県教育委員会と協議を行いながら、今回の史跡調査地のさらに北側におけます遺跡の状況を把握することを目的とした学術調査を年明けから着手する予定としております。

この調査におきまして、より北側に遺構が検出されなかった場合には、駐車場の設置が可能であるというふうに考えますけれども、重要な遺構が検出された場合には、現在、調査を実施している箇所を含めまして史跡の追加指定を視野に入れました保存協議を行っていく必要がございますことから、まずはまず、史跡の範囲を確定させるということが必要になってございます。

以上のようなことから、町としましては今後の発掘調査の結果を待ちまして、文化庁あるいは県教育委員会の指導を仰ぎながら、駐車場の設置について検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。いかるがマルシェに集われているご家族連れの方、また赤ちゃんから高齢者の皆さんのにこやかな表情を見ておりますと、これが活きた史跡公園の使い方だなあということを今回、実感をいたしました。

さまざま、ご苦勞はおありだろうと思っておりますけれども、この史跡中宮寺跡公園が皆様に親しまれ広く利用していただけますように、駐車場設置の実現のほうよろしくお願いを申し上げます。

それでは最後に、町営火葬場について、お伺いをいたします。

先日、住民の方から、町営火葬場のことについておたよりをいただきました。そこには、「友人が亡くなり町営火葬場に行ってきました。職員さんの気配り、働きぶりは一流でした。申し分ありませんでした。しかし、一つとても残念なことがありました。場内の植栽や植木の管理ができていませんでした。浄土へ旅立つ最後のセレモニーの場として残念でなりません。町外からの参列者に恥ずかしい思いをいたしました。華美にする必要はないが、最低限度の手入れをしていただけるようお願いしたい」と記されておりました。

私も、すぐ見てまいりましたが、植栽の間から雑草が伸びておりました。斑鳩町を愛する住民の方の切なるお声でございます。このお声に斑鳩町としてはどのように考え、改善していかれるのかお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 町営火葬場につきましては、年2回、植栽の剪定や草刈り業務をシルバー人材センターに委託をいたしまして、場内の維持管理に努めているところでございます。議員がおっしゃっているところは火葬場正面の植え込みのあたりだというふうに思いますけれども、その火葬場正面植え込みの草刈りにつきましても年2回、植栽の剪定、草刈り業務を行っている以外に火葬場の運営委託業者によりまして日々の清掃管理の中で対応をいたしているところでございます。

しかしながら、正面玄関前の植え込みの雑草の繁茂につきましては、植え込みの中から生えており手で引き抜きにくいことなどから、日々の業務の中で時間がかかり管理が難しいという状況でありましたことから、時間短縮を図るため先般、剪定バリカンを購入をいたしまして、委託業者にその対応を指示いたしたところでございます。

火葬場は誰にも避けることのできない死にかかわり、全ての人の生活に密着した施設でございます。故人の死を受容する場でもございます。議員もおっしゃられますように、町といたしましても人生終えんのかということでご遺族をはじめ参列者の皆様が心穏やかに故人をお送りすることができるような環境づくりのため、施設の維持管理には一層、努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

要望でございますが、植栽の枯れたところにガーデニングボランティアさんにお花を植えていただくというのはいかがでしょうか。この声も住民の方からいただきました。ご検討をお願いを申し上げます。

火葬場は人生最後の場所であり、送る人にとっては故人を見送り自分の最期もまたこのようにと確認をする場所でもあるかと思えます。町民の皆様が安心して誇りを持って利用できる施設を目指し管理運営をしていただけますようによろしくをお願いをいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

次に、7番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1番目としまして、本町の義務教育において独自の教育がなされていると聞いていますが、それはどのようなものなのか、お聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 斑鳩町では、「育てよう和の心」を教育スローガンといたしまして、ふるさと斑鳩を愛する心を育成するさまざまな教育に取り組んでいるというところでございます。

例を挙げて申しあげますと、まず、小学校の3年生、4年生を対象に社会科副読本「わたしたちの町斑鳩」を配布しておりまして、社会科の授業で斑鳩町の人々の暮らしや様子の移りかわり、あるいは法隆寺などの世界遺産や貴重な文化財の学習等に活用しているところでございます。

その副読本につきましては、3年に一度改訂しておりまして、その編集には学校の教員が携わることで指導する教員みずからが斑鳩町を学び知る機会となっているというところでもございます。

また、その副読本を活用いたしまして、町内探検を行い、町内の貴重な歴史的・文化的な遺産や伝統文化あるいは農産物や商工業等を生きた教材として活用いたしますとともに、地域の皆様方と会話をすることで斑鳩町の成り立ちを肌で感じる学習機会となっているところでもございます。

この町内探検につきましては、町内を歩いて回りめぐりますことから、ふだんは通らない道や目にしない街なみなどを見ることによりまして、自分たちが斑鳩町の新しい一面を知ることができるというところでございます。

次に、小学校6年生では、法隆寺見学を行っておりまして、法隆寺執事長様の講話をお聴きするとともに地域ボランティアの皆様のご協力のもと、法隆寺や中宮寺等の現地学習を行っているところでございます。

次に、伝統芸能に親しみ郷土を愛する心の育成を図りますため、斑鳩小学校では金剛流の能を3年生の体験学習やクラブ活動に取り入れまして、斑鳩西小学校では鶯御流による茶道を4年生の体験学習に、また斑鳩東小学校では和太鼓をクラブ活動に取り入れてやっているところでございます。

また、小中連携教育の推進というところの中で、3つの部を構成しておりますけれども、そのうちの一つでございます斑鳩部で小学生と中学生と一緒に斑鳩町の法隆寺などの歴史文化や学校生活の様子などを描かれた斑鳩ふるさとかるたづくりに取り組みまして、昨年度に完成し、現在、小・中学校にて斑鳩の魅力を伝える教材として活用いたし

ますほか、町立図書館におきましても一般にも貸し出しを行っているというところがございます。

さらに、英会話部では、小学生・中学生のコミュニケーション能力の育成を図りますとともに、中学生が外国人に法隆寺を英語で案内する法隆寺英語案内学習も行っているというところがございます。

また、世界遺産の学習連絡協議会に参画をいたしまして、世界遺産を題材といたしました学習を行いますとともに、主に世界遺産を有します市町村の小学生・中学生・高校生が一堂に会する世界遺産学習全国サミットにも参加をいたしまして、それらを後世に引き継いでいく取り組みも行っているところがございます。

平成28年11月には岩手県平泉町で開催されましたこの全国サミットで、斑鳩小学校の能クラブが能の仕舞を演じたというところでもございます。

さらに、聖徳太子ゆかりの地でございます兵庫県太子町、大阪府太子町、そして斑鳩町の中学生在が交流を行う太子サミットというのを開催しておりますけども、この中で聖徳太子や郷土の特色などをテーマにした文化交流等を行っているところがございます。郷土を学び、郷土を知り、郷土に関する要望や疑問について議論するという意味では、子ども模擬議会も有効な取り組みの一つであるというふうに考えているところがございます。

このように本町の学校教育におきましては、貴重な歴史や伝統文化を継承していきまますとともに、ふるさと斑鳩を愛する心を育成し、自らが主体的・積極的に全国あるいは世界にふるさと斑鳩を発信していく力を身につけることができるように取り組んでいるというところがございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいまお聞きしました「わたしたちの町斑鳩」の配布や法隆寺見学、また、斑鳩ふるさとかるた等は斑鳩を思う心を育む一助であろうかと思われまます。

群馬県では、上毛かるたと呼ばれる群馬県に特化したかるたの協議会を開催しているため、多くの参加する子どもたちはかるた全てを暗記していて、その内容により郷土愛を育む一助になっているとのこと。

また、山口県萩市の小学校では、地域の英雄である吉田松陰の教えを受け継ぐべく、1年生から6年間、1学期ごとに1つの教えを学習し暗記し、その結果としてふるさと愛を育てているそうです。

そこで1つ提言します。

斑鳩といえば法隆寺、法隆寺といえば聖徳太子、聖徳太子といえば十七条憲法ということで、斑鳩の小学校また中学校に通う全生徒に十七条憲法を教えることによって、17条全てを言える、斑鳩で教育を受けた斑鳩出身者を育てていってほしいと思います。斑鳩のシンボルともいえる聖徳太子を身近に感じることができ、斑鳩を愛する心を育む一助になるのではないかと思います。小学校6年間のスパンであれば、1学年で3つ、学期ごとに1つ、小・中学校9年間であれば1学年で2つの教えを学習すると考えれば、通常のカリキュラムや子ども自身にもそれほど負担にはならないと思いますが、いかがですか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 平成33年2月には聖徳太子の御遠忌1400年を迎えるということでございます。町としても町を挙げましてこれに取り組んでいるというところがございます。

それによりまして町全体がより一層、斑鳩の里を知り、あるいはまた聖徳太子を知り、後世に引き継ぐことの必要性につきましては十分、認識しておりますので、それに伴いまして、学校におきましても子どもたちの郷土愛とふるさとを思う教育の取り組みにつきましましては進めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 私自身、「和を以て貴しとなす」だけしか覚えてません。十七条全てを言える人は斑鳩の中でも数少ない人数だと思います。原文はもっと長いですが、略文でもいいと思いますので、ぜひとも実施し、斑鳩を誇れる子どもたちに育てていただきたいことを強く申しまして、次の質問に入ります。

9月定例会の一般質問で、幼稚園・保育園・小学校・中学校での各種避難訓練、防災訓練等をお聞きしましたが、それで全てでしたか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 9月の定例会でご質問いただきました内容とも重複いたしますけれども、町立幼稚園・小学校・中学校では火災や地震・水害等の災害が発生したことを想定いたしまして、教職員の誘導のもと避難訓練を実施しております。

また、本年度では幼稚園で年間5回から8回、小学校では2回から3回、中学校では2回の実施を予定をしております。消火訓練あるいは地震発生時の対応などにつきまして消防署員から直接、指導を受けることができる機会も設けているところでございます。

また、今年度もナラシェイクアウト訓練に参加をいたしましたり、また、小学校5年

生には公益財団法人日本公衆電話会の協力によりまして、地震や火災・水害発生時のいざというときの通信手段であります災害伝言ダイヤルの使い方の講習を受けるなどさまざまな機会を通しました防災訓練、防災学習を行っているというところでございます。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 続いて、保育所でございます。町立保育所におきましては年間計画を立て、地震・火災・水害等を想定いたしまして、月1回、避難訓練を実施しているところでございます。

地震・火災・水害等の災害はいつ発生するかわからず、予期しないさまざまな対応が求められることから、ふだんから災害が起きたときのことを想定いたしまして、実際の災害に備えるための避難訓練に努めているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 自然災害には反復してやっておられることは前にもお聞きしております。それでは、鳥獣災害というか鳥獣被害についてはどうですか。

鳥獣被害は、何も作物だけではありません。昨日も同僚議員がおっしゃったように二日前にイノシシに指をかみ切られる事故が発生しております。また、一月ほど前にはイノシシに何回も体当たりされる事案も発生しております。

斑鳩町でも、服部や小吉田、法隆寺近辺にイノシシの出没が確認されています。めったにないことですが、イノシシ以外にもスズメバチ、カラス等の被害も報告されています。

そこで、提言なんですけど、イノシシ、スズメバチ、カラス等からの避難訓練も取り入れることはどうですか。

また、雷の避難訓練というか避難方法を教え、学んでもらえるということも大切なことかと思えます。これらの被害は、数少ない案件だとは思いますが、いざという時のために、ぜひとも実施されることを望んでおきます。

それでは最後の質問に入ります。

私が議員になりたての頃ですから平成15年くらいの話ですが、目安4丁目に住んでおられる方から、このあたり、結局、目安4丁目あたりですね。「公共下水はいつ開通するのか」と聞かれました。その当時の計画では完了が平成23年度になっていたためそのように返事しましたが、いまだに供用開始には至っていません。

そこでお聞きしますが、法隆寺駅前から目安4丁目地内に至る下水道整備はどうなっていますか。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部次長。

○都市建設部次長（谷口裕司君） ご指摘の目安4丁目地内の公共下水道の整備計画についてでございますが、この区域につきましては住宅密集地でもあり地域の方々の下水道に対する関心も高いことから、平成29年度に下水道事業計画区域の見直し作業を行い、諸手続を経まして本年度より事業区域に編入、そして当該区域の測量設計委託業務を発注し、現在、測量設計業務作業を進めているところでございます。

また、当該区域の下水道整備に先駆けまして、この区域の汚水の流れ込むこととなります主要な下水道管の整備も今年度初旬に発注いたしまして、現在、工事の施工を鋭意進めている状況でございます。

目安4丁目地内におけます公共下水道の整備工程につきましては、平成31年度より順次、工事に着手してまいりたいと考えており、整備範囲も大きいことから数年の工事期間が必要となりますが、地域の方々のご理解とご協力を賜ることによりまして、早期に完了するよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 目安4丁目の一部区域では、家庭雑排水は家周りの側溝に排水される構造になっています。そのために戸別浄化ができない状態だということです。

水洗トイレが使用できることが悲願となっているご家族もいらっしゃる聞いています。早急な整備を強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（伴吉晴君） 以上で、7番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

10時30分まで休憩いたします。

（ 午前10時12分 休憩 ）

（ 午前10時30分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開いたします。

次に、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。

2番、小林議員。

○2番（小林誠君） それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

2017年に、改正住宅セーフティーネット法が施行され、住まいの確保に困っている住宅確保要配慮者、これはひとり暮らしの高齢者や低所得者の方々に、また子育て世帯等への支援や入居を拒ばない賃貸住宅の登録制度など、住宅確保の安全網ともいえる制度が始まっております。これまで十分とは言えなかった高齢者の方々、低所得者の人たちを支える住宅制度が新たにできるということで期待をされていましたが、この1年

の状況を見ますと思うように取り組みが進んでおりません。なぜなのか、どうすれば誰もが安心して住みなれた地域で住み続けることができる住まいを確保できるようになるのかをお伺いしていきたいというふうに思っております。

まずは制度についての認識と、これまでの取り組み状況について、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） これまでの取り組みというご質問でございます。

住宅セーフティーネットにつきましては、平成29年4月26日に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。

この法律は、民間のアパートやマンションの空き室、戸建ての空き家を活用し、国が定めた構造及び設備の基準を満たす建築物を低額所得者・被災者・高齢者・障害者・子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対し賃貸住宅の供給の促進を図ることを目的に制定されたものでございます。

今回の改正では、特に住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業を新設され事業を行うものが建築物ごとに都道府県に登録をし、住宅の情報提供や支援が円滑に行われるよう改正されたものでございます。

また、平成29年10月25日より、新たな住宅セーフティーネット制度が始まり、セーフティーネット住宅情報提供システムによりまして、各都道府県の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅専用の検索や閲覧、申請をするサイトが開設されております。

現在、奈良県のセーフティーネット住宅は、奈良市内の1棟17室のみが登録をされております。この制度やシステムによりまして、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の情報提供が円滑に行われるものと考えており、当町におきましても被災者や高齢者・障害者・子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対して当該システムを周知するとともに、担当部署とも制度が円滑に活用されるよう連携してまいります。

また、住宅の登録数の動向につきましても注視してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 奈良県でも2014年に高齢者住居安定確保計画が策定され、また、現在、改定の素案のほうは今、パブリックコメントの実施がそろそろ行われると思っております。そちらのほうにも注視をしていただきたいというふうにも思っております。

改正住宅セーフティーネットにはポイントが3つありまして、1つはご答弁をしていただきましたけれども、あと2つ、家主に入居を拒まない住宅の登録を促すために経済的な支援というのもございます。住宅を使いやすくするために行う一定の改修工事に対

して最大200万円を補助するほかにも、入居者が低所得の場合でも月々の家賃に最高4万円を補助する。さらには、もう一つのポイントといたしまして、家主の安心感を高めるために入居を希望する人が住居に入居した後もしっかりと生活を支援する仕組み、都道府県は奈良県は、入居者の生活を支援する団体を居住支援法人に指定し、この法人は入居を希望する人から連帯保証人などの相談を受けたり、住宅に入居した後、見守りなどの生活を支援したりすることとなっております。活動費として年間最高100万円の補助を受けられますし、基本的にはこれらの制度の対象となる方は月収約15万円以下の低所得者の方々、障害者の方々などです。

これ、今のお話を聞いてますと、なかなか充実した制度かなあとって期待された制度なんですけれども、なぜこの制度が今、浸透していかないのか、どのような課題があるのか、どのように認識されているのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 住宅セーフティネット制度の普及につきまして、なかなか周知がされてない、活用がされてないということでございますが、現在、奈良県では共同住宅等の調査検討業務が発注されておまして、次年度以降に賃貸住宅供給促進計画を策定される予定で進められております。

今のところ普及等の状況につきましては、今後の運用状況等に注視をしてみたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） もっといろいろな課題についても認識をしていただきたいなというふうに思っております。これからふえてくるひとり暮らしの高齢者の方々、ますますふえてこられます。そういう方々の入居後の生活支援がこの制度の大きなポイントとなっておりますので、いろいろな先進地事例を勉強していただき、この制度の住宅確保にとって重要になってくることをもっともっと認識していただきたいなというふうに思っております。未来を見据えた政策を、地域づくりをお願いしたいと思います。

次に、賃貸住宅供給促進計画についての策定の考え方について、お伺いをさせていただきます。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 賃貸住宅の供給促進計画でございます。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律では、第3条に国及び地方公共団体は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、必要な施

策を講ずるよう努めなければならないと規定されており、国の基本方針に基づきまして、都道府県及び市町村において住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画を作成することができるとなっております。

現在、奈良県まちづくり推進局住まいまちづくり課におきまして、共同住宅等の調査検討業務が発注されております。その業務では、奈良県の都市計画区域内において、一つとして民間賃貸住宅の実態調査、二つとして施工業者及び管理業者に対するアンケート、三つとして住宅建築物取引業者及び所有者に対するアンケート、四つといたしまして課題整理を実施をされております。

今後、賃貸住宅供給促進計画について検討されるものと考えております。

なお、市町村につきましては、独自に計画を策定することも可能ではございますけれども、都道府県の計画策定による適用範囲に含まれてるということでございますことから、県と協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 制度ができましたときの目標では、2020年度には全国で15万5,000戸という目標があったんですけど、制度開始からまだ半年のとき、約600戸にとどまっております。目標の達成率が0.4%という状況ですので、これは、もしかしたらまだ日本の高齢者の方々が85%が持ち家ということで、借りて住むという高齢者の方々が少ないという単身高齢者が少数派という現状に今は助けられているのかもしれない。

しかし、国や県の計画に基づく住生活基本計画住宅マスタープランや高齢者住居安定確保計画では、確かに町の策定は任意計画となっておりますので、そのあたりは県と連携とか調整しながら考えていただきたいなというふうに思っておりますけれども、しっかりと斑鳩町の介護保険事業の計画、そちらのほうのエビデンスに基づいた計画、高齢者の方々が住みなれた地域でこれからも安心して住み続けることのできるそんな地域にと、担当課としては努力はしていただきたいというふうに要望させていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問ですけれども、乳児用の液体ミルクの子育て支援としての活用についてということで通告をさせていただいております。

2017年3月議会でも一般質問を行いました。乳児液体ミルクが防災会議や厚労省ではなく、なぜ国の男女参画会議において普及に向けた取り組みが進められているのか、その背景を斑鳩町としてはどのように認識をされているのか、お聞かせいただきたいと

思います。

○議長（伴吉晴君） 黒崎住民生活部次長。

○住民生活部次長（黒崎益範君） 近年、日本国内で大規模な地震や豪雨災害が多発しており、災害時における乳児用のミルクの確保につきましては、その必要性が高まっている中、乳児用液体ミルクが注目されてきております。乳児用液体ミルクの取り扱いが簡便であることから、夜間の授乳や保育者の体調不良時、外出時、災害時にも活用できるのではないかとともにいわれているところでございます。

平成30年8月8日に、厚生労働省及び消費者庁が乳及び乳製品の成分規格等に関する省令等についての改正を行ったことに伴い、事業者はこれらの基準に適合していれば乳児用液体ミルクを国内で製造販売することが可能となりました。

国におきましては、女性の活躍を加速させるために乳児用液体ミルクの普及に向けての取り組みも進められているところですが、保健センターにおいては乳児の保護者に向けて母乳が最良であることを踏まえ、乳児の主な栄養源には母乳、粉ミルク、液体ミルクがあり、自身の状況に合わせて、この中から選択し適切な授乳を行えるよう情報提供をしてまいりたいというふうに考えております。

そしてまた、町の防災時の備えといたしましては、今後、備蓄品としてのコスト面や保存期間の問題が改善されていくということも考えられますことから、その動向には十分、注意をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 「適切な授乳が行えるように情報提供していただく」というご答弁をいただきました。

予想以上に早く来年の春ごろにはグリコさんが、先日、試供品とか記者会見、発表されているいろいろな声を賜ってはりましたけど、そういうときのCSR企業の社会的貢献、企業の地域的な貢献といたしまして、そういう情報提供しますからということで、早い段階でしたら企業さんもいろいろ協力していただけますし、そういう試供品のほうも提供していただけますので、税金を賢く、使わないようにいろいろPR、そして、町のほうもそういうことも先進的な取り組みも早くから取り組みをしているというふうなPRにもなりますので、いろいろな新しい取り組みを早い段階で進めていっていただきたいなあというふうに思っております。

男女共同参画社会や社会復帰の中、男女共同参画会議のほうで、なぜこの問題が推奨されているのかといいますと、やっぱり国が推し進めている女性の社会参画の推進、女

性の育児や家事の負担軽減または育児にさほどなれていない男性、育メンの方々の男性の育児への参画を推し進めるためにも活用してはどうですかというふうに、また再度、改めて提案をさせていただきます。

また、災害への備えとして今、新たな考えが出てきましたのが、乳児用液体ミルクと同時に、既に市販されている使い捨て哺乳瓶も一緒に、さらに備蓄されてはどうかというふうに思っております。

また、今、新たな提案となっているのが、将来的には使い捨て乳首、それも検討していかねばならないというふうに今、グリコさんとかいろいろな団体さんで検討されてますので、そういう新しい内容もしっかりと勉強していただきたいというふうに思います。

東日本大震災とか災害大国日本では災害が起こるのが当たり前であります。先ほどからご答弁もありましたようにことしの8月に省令等が改正されましたし、それを受けて奥村議員さんもこの件について、ご質問されました。関係者の方々は、しっかりとこの乳児用の液体ミルクについては知っていると思っていたんですけども、残念ながら北海道での地震の際に、道庁が初めは「この液体ミルクを使用しないでください」と呼びかけたことが問題になりました。「日本では使用例がなく衛生管理が難しい製品ですので、使用しないように、住民関係者へ呼びかけをお願いします」。そのような説明書を2か所の町へと説明書を作成し渡してしまい問題となりました。

斑鳩町では、まさかこんな間違いとかこういう対応はされないとは思いますがけれども、現時点でもしもそういうときに災害備蓄品として提供された場合には、斑鳩町が被災した場合、どのような対応をされるのかをお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 黒崎住民生活部次長。

○住民生活部次長（黒崎益範君） 西日本豪雨や北海道地震では、乳児用液体ミルクが救援物資として届いたものの、実際には住民にはまだなじみがなく使い方も周知されていなかったということから、ほとんどの自治体で活用されていなかったということは認識をいたしております。

平成30年8月に厚生省令等、改正がされましたことに伴い、国内で製造販売が可能になり、来春には国内で製造されたものが販売されるといった報道もありますが、現時点で乳児用液体ミルクを使用する場合には、輸入品を使用することとなります。

この輸入品は、安全性を確保するための基準に当てはめてみますと、乳飲料としての輸入・販売しかできず乳児が飲むことを想定して決められたものではないため、乳児に

与えることは現時点におきましては保護者の判断というふうになっております。

災害時に水分の確保などが厳しい状況になった場合がございますので、必要な情報提供を適切に行うとともに、有効かつ安全に使用をするための使い方や注意事項を十分に伝えた上で、個人の判断での利用をお願いするということになります。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） これからどんどんいろいろな情報が出てきて正しい情報も広まってまいりまして、1年後にお母さんになられる女性の方々にはもう乳児用液体ミルクが当たり前の世の中になってると思います。

しかし、まだあと半年ほどは製品も出回らない中でなかなか正しい情報というのはこれからもう半年以内にお母さんになられる方ってそんなに情報が少ないと思いますので、やはりおっしゃっていただいたように必要な正しい情報を適切に伝えることのできるような体制づくりをつくっていただくように要望いたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

3番といたしまして、公共施設の有効活用についてということで通告をさせていただいております。

つい先日、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業の優先交渉権者が決定をされました。選定中にどのような協議をされているのかなどとは質問できませんでしたので、今、お伺いさせていただきたいと思います。

(1)で、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業における法隆寺iセンターの有効活用をどのように提案者と事業者とこれから考えていかれるのか、これまでどのように協議をされてこられたのかということをお聞かせいただきたいと思いますのと、以前、総務委員会に提出された資料の中に、たしか「iセンターは除く活用方法の提案をお願いいたします」みたいなことも記載があったと思うんですけれども、それについては、なぜそのような記載があったのかお聞かせいただきたいと思います。

といいますのも、一般の住民から見てあれが県の施設のなのか町の施設なのかというのがなかなかわからない中で、効果的に一体的に世界文化遺産法隆寺の玄関口として数十年を見据えた上でのこれまでの協議をしてきたのか、これから協議をされたのかということもお聞かせいただきたいと思いますので、合わせてご答弁をお願いします。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 法隆寺iセンターの関係で、この斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に関してのご質問でございますけれども、まず、募集段階に当たって

でございますけれども、これにつきましては特に法隆寺 i センターの有効活用という観点での条件は付さずにこういった事業の募集をさせていただいているところでございます。

あと、この今後ということについてでございますけれども、今後につきましては、まだ当該事業者とは基本協定の締結を行っておりませんので、基本締結を行いました後、仮にまたそういった事業者のほうから何らかの申し出があれば、それはそのときに検討させていただくということになるかと思えます。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 優先交渉権者がどのように考えていけるのか、いろいろなお願いとか質問をされたときに、ちゃんと町として県としっかりと協議をした上で情報提供できるような状態に今あるのかどうかという確認なんですけれども、例えば、今の i センターの建物の構造の残存価格が幾らくらいなのかとか、例えば、町の施設の上に建ってますので、県と交渉する上で、県のほうの担当課にお聞きしたら、確かに県の施設けれども町の土地を借りてるし、確かに県の施設として残存価格もあるけれども、お互い町も奈良県も行政同士なのでウィンウィンの関係で今後の世界文化遺産法隆寺の玄関口としての整備は考えていきたいなあというふうに、これは県の責任者、荒井知事ではないんですけれども、その次の方がおっしゃっていただきましたので、そういうふうなことを考えますと、今の段階ではどのように県のほうと協議をされてるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 現在、私どものほうで奈良県との協議の関係をご説明をさせていただきますけれども、まず、この斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業にしまして、昨年の12月でございますけれども、その事業概要につきまして、奈良県のその施設の所有の所管をされております地域振興部南部東部振興課の担当課長のほうにご説明をさせていただいております。

また、それに合わせまして、事業概要の説明をするのと合わせまして、奈良県とのまちづくり連携協定、包括協定を締結する計画段階でもございましたことから、斑鳩町観光戦略に基づきまして、法隆寺 i センターの改修について要望を行ったところでございます。

具体的な改修内容につきましては、1階南側部分に出入り口を増設し、トイレ、事務所、喫茶部分を広い観光案内スペースとしたいという趣旨の説明を行い、協定締結後、

まちづくり連携協定に係ります基本構想実施計画を検討していく中におきまして、相互に情報交換を行いながら検討をしているということを確認をさせていただいているところでございます。

また、今年度に入りまして、法隆寺 i センター内設置の昇降機、エレベーターでございますけれども、この部品の供給期限が2年後の2020年12月となっていることがメーカー側から提示され、また、機器本体の計画耐用年数となります28年を6年後の2024年に迎えますことから、当該機器更新について具体的に検討していただくよう、その施設所有者に対しまして要望させていただいたというところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） そのエレベーターの改修でも何か数千万円かかるというふうにもお聞きしてますし、県としても今後どのように活用していこうかなというふうにも今、悩んでおられるところですので、担当の次長としゃべって、「これ、くださいよ」「あげるわ」みたいな冗談で話してましたけれども、でも、本気で向こうの担当者の方も今回のこの整備に関して「いい機会だ」というふうに言っていただきました。これが世界文化遺産法隆寺の玄関口をきれいにするチャンスかなというふうに思っていますので、しっかりと県のほうと協議をしていただきながら、連携をしながら奈良県と一緒に斑鳩町の地域をしっかりと考えるそんな協議をしていただきたいなあとというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

（2）として、旧あゆみの家の今後の利活用についてはどう考えてますか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 旧あゆみの家につきましてはの利用のご質問でございますけれども、この旧あゆみの家につきましては、発掘調査によりまして出土いたしました遺物の保管倉庫として平成28年度より利用しておりますので、他の利用につきましては考えておらないというところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） あゆみの家の活用については異論はございません。何回もその説明はお聞きしてますし、今はそれでいいのかなあとというふうに思っております。

ただ、ずっと何かその活用の仕方ではもったいないなあとというふうに思っておりました。しかしながら、有効活用の答えがわからなかったもので、ずっとこのまま来てましたけれども、先日、おもしろい事例というのを見つけてまいりまして、現地に行って担当

課の話聞きに行っていました。

和歌山県有田川町というところの取り組みがすごく全国的にも注目されているんですけども、何が変わっていたのかといいますと、町を挙げて定期的な女子会をしている地域なんです。その定期的な女子会のテーマはまちづくりなんです。

このまちづくりについては、有田川町もすぐれた地方創生の取り組みとして表彰もされているんですけども、その取り組みが、使われなくなった公共施設の活用について話をする女子会なんです。女子会を、しかもその女子会の女子を集めるのに行政が何をしたかといいますと、格好いい俳優さんを1回目に連れてきて、たくさんの住民さんに参加をしていただいた、興味を持っていただいた。

今、なかなかこの奈良県でそんな取り組みをしたら、公務員の皆様、議会から何を言われるかわからないとかそんな心配をするかもしれませんが、しかし、そこはやっぱりかわった公務員さんとそれをしっかりと責任をけつを拭いてくれるような町長さんがいました。だからこそ、地元縁のある女性が出会ったりつながったりともに学びながら、いろいろな考えをアイデアを磨き合うことによって、日々の暮らしを豊かにする、あったらいいなあという地元に対する提案を形にできるまちづくりというのが今、できています。

協働のまちづくり事業というのもいいかもしれませんが、また違うツールとしての女子会により、町民に自分たちの声が町政に反映されるという意識が、今では根づいています。

町長が中西町長にかわって、町長がかわれば組織の雰囲気もかわると思います。

そこで、若い公務員の方にもっと若手ならでの発想でこの町を、まちおこしをしていただきたい。地域づくりをしてほしいというふうに思っております。

楽しいばかりが仕事ではありませんけれども、若い職員には若い発想で、もっと楽しんで仕事をしていただきたい。中西町長には、風通しのいい組織づくりもお願いはいたしますけれども、もっともっと若者が元気に活動できるようなそんな組織へと変えていただきますように、ちょっと要望させていただきまして、最後の4番のほうに質問を移らせていただきたいというふうに思っております。

最後の4番の質問なんですけれども、GLOBAL G. A. Pの取り組み状況について今からお聞かせいただきたいんですけども、これがなかなか有名になってきたのが、過去の金メダリストら計9名の方々が東京オリンピック・パラリンピックの競技大会で使用される畜産物のアニマルウェルフェアの基準がレベルが低過ぎると抗議声明を出し

たり、日本でオリンピックの開催なのに日本の野菜などの食材が東京オリンピックで供給できないなどがニュースで出ましたので、ようやく知っている方もふえては来ました。まだまだオリンピック・パラリンピックで選手村や会場で出される肉・卵・魚・野菜などの食材の調達基準があること自体を知らない方が多い。

また、その調達基準が実は農業の可能性、新たに農業をしたいという若者たちの間で希望に、若者たちに希望を与えているということも今ようやくクローズアップされております。

そんな国際水準のGAP、GAPとは私のほうから説明をいたしますと、食の安全や環境保全に取り組む農家に与えられる認証制度なんですけれども、その取り組み及び認証制度の推進は、国産農産物の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への供給のみならず、農業の輸出や、また農業人材の育成など日本の国の農畜産業の競争力の強化を図る観点からも、今すごく重要となっております。

そこでまず1点目なんですけれども、国産農林水産物の輸出をふやすための取り組み、国内での販売拡大に向けて2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、生産現場における国際水準GAPの実施及び認証取得の拡大について、斑鳩町と奈良県の取り組みを合わせて教えていただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただいておりますGAPでございますけれども、GAPとは農業における食品安全・環境保全・労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みのことでございます。

国内におけるGAPにはさまざまなものがあり、ドイツの企業が策定し世界で最も普及をしておりますGLOBALG.A.P、また、一般財団法人日本GAP協会が策定をいたしましたASIAGAPや、JGAP、国内の各都道府県が独自に定めたGAP等がございます。そして、このGAPの認証スキームが2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への農産物の調達基準になっているところでございます。

次に、生産現場における国際水準のGAPの実施及び認証取得の拡大についての取り組み状況でございます。

奈良県では、国際水準GAPの推進については、奈良県産農産物の輸出拡大など県内の農業競争力の強化を図る観点から極めて重要であり、国の国際水準GAPの認証取得拡大の加速度的発展を図るために、奈良県農業生産工程過程推進事業を活用し、認証審査に係る経費や認証取得に係る環境整備、研修指導の受講等についての支援を行うなど

の取り組みを進められているところでございます。

町といたしましても、県と連携しGAPの認証及び制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） なかなか周知されにくいとか認知されにくいこの制度の周知徹底、国際水準GAPの承認の取得に向けた支援の取り組みをぜひお願いをしたいと思っております。

では、その現状についてお聞かせいただきたいと思うんですけども、まず、次の質問なんですけれども、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技会における食材調達基準、農産物のほうを満たす基準等も合わせて、次の質問のこれの同じ問題で畜産の関係、合わせてご答弁いただきたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） それではまず、畜産のほうからご説明を申しあげたいと思っております。

奈良県内農産物についてのGAPにつきましては、奈良県では平成30年3月末時点で、GLOBALG.A.Pは1団体1経営体が取得をされており、ASIAGAPは9団体52経営体が取得されております。JGAPにつきましては12団体34経営体が取得されているところでございます。なお、都道府県等公的機関によるGAPも0件ということでございます。

次に、畜産でございます。奈良県では、GLOBALG.A.P、ASIAGAP、JGAP、さらに都道府県等公的機関によるGAP、全て0件という状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） やっぱりまだまだ制度の周知徹底に向けた努力が必要だというふうに思わせていただきました。

今、ご答弁いただきました。さらに詳しく資料のほうもいただきましてありがとうございます。それを見させていただきますと、なかなか1と4のGAPの関係でいきますと計21団体86団体、全てさんがお茶を栽培されているところであったり、1つだけあるGLOBALG.A.Pは宇陀市のレタスというふうに資料もいただきました。ありがとうございます。畜産についてはゼロということですので、残念ながら現状ではオリンピックでは奈良の産物というか食材を食べることは何か難しそうだなというふうな実感をさせていただきました。

それでは、これからどうやって周知を、制度の、農家の方々に知っていただくのかと

いう取り組みについてお聞かせいただきたいんですけども、次の質問でいきますと、農林水産省が農業生産工程管理の共通基盤に関するガイドラインというのを策定されまして、当該ガイドラインに準拠したGAPの普及を推進されておりますけれども、そのことについては、斑鳩町と奈良県というのはどのように対応というか考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 奈良県でございますけれども、全国では県独自のGAPや第三者認証体制を図り取り組んでいる都道府県等もございますけれども、奈良県は既存のGAP制度を活用することが効果的と考えておられます。

また、首都圏や輸出の販路拡大に向けJGAP等国际水準GAPの取り組みを進め、GAPの本質を農業者みずからが理解しGAPを行うとの意見が県内農業者に自主的な取り組みとなって根づくことを目指しており、流通業者等からの求めに応じ、速やかにGAP認証が取得できるよう努めていきたいとお考えでございます。

町といたしましても、県と連携してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 町と県の考えについては理解をさせていただきました。

では、そのための推進施策について、次の質問に移らせていただくんですけども、そのGLOBALG.A.Pの取り組み、認証取得の拡大に向けてどのような推進施策をとられるのか、GAPの指導体制における指導員数について、お伺いをさせていただきます。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） GAPの指導体制と指導員数についてのご質問でございますけれども、奈良県にも確認をいたしましたところ、平成30年2月27日、28日にGAP指導体制における指導員を育成するため、県普及指導員、JA営農指導員を対象とした指導員養成研修会を開催し20名の指導員を養成したとのごことでございます。

また、平成30年度は、JGAP指導員基礎研修等を開催を予定されており、国際水準GAPを指導できる人材の育成・充実に努めていくということでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 努力はしていただいているようなんですけども、全国的なんですけれども、なぜ奈良県では、斑鳩町ではそれほど認証の取得が進んでいないのか、どのような課題があるというふうにお考えになられているのかお聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） G A P がまだまだ普及しないというその理由でございますけれども、まず、G A P の実践につきましては農業者みずからが実践し、大変、手間がかかること。また、消費者へのG A P が認知されていない状況である。さらに、現状では、出荷に際してG A P の認証が求められてないこと。また、乱立しているG A P の整理が必要なことなどが理由として挙げられるのではないかと考えてございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） これから制度の周知の徹底というのは消費者のほうにも東京オリンピックに向けて認知がされるのかなというふうに思いますけれども、やはりその財政面というか経費の面でも、斑鳩町としても奈良県としてもその経費の取得しようとしている農家に対して、どのような経費の支援措置があるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 奈良県におきましては、奈良県農業生産工程管理推進事業により認証審査に係る費用や認証取得に係る環境整備費用、内容といたしましては、設備改修、資材導入費あるいは分析費、I C Tサービス利用料など、また、研修指導の受講料等のG A P 認証取得に係る経費について補助制度が策定をされております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） そのような支援があってもなかなかそれを認証取得される農家が少ない。

前回のオリンピックが行われた国では、オリンピックが行われる2年前には農家の取得率というのが8割を超えている中、今の日本の取得率全体のわずか0.3%。日本の出おくれは明らかですので、東京オリンピック、せっかく自国で開催の東京オリンピックに対してもっともっと奈良県産が使われている。

また先日、このG A P を取得されたところの産地の表記として自治体の名前を使っていいというか、ふうなことも決まりましたので、そういうことも踏まえてもっと何か奈良県の取り組みとしても頑張ってもらいたらいいいのかなと思います。それをまた町のほうからもしっかりと要請というか、もっと声を挙げていっていただきたいなあというふうに思っています。

それと、G A P につきましても、これが農家の方々も知っていくと、その次の二代目とか三代目の方とかも、また農業高校の人たちも農家になる希望が持てるというふうな

いろいろなアンケートも出てます。高齢化に歯どめがかかるというような政策でもありますし、耕作放棄地をふやさない効果があるだけではなく、やっぱり農業の努力次第では輸出の促進やインバウンドによる売り上げも期待されることから、しっかりと町のほうで取り組んでいただきたいと思います。

日本人が日本の食品はなぜいいのかというのを、今まで世界に向けて説明できなかった。それがようやく国際認証のGAPというものを使って日本の食材がなぜ安全なのかということが堂々と自信を持って世界に対してPRできる制度でございますので、その普及を東京オリンピック・パラリンピックの機会を契機に進めていただきますよう要望し、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

10日は、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午前11時11分 散会）